

令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備費補助金に関するQ&A

(令和4年10月～令和5年3月分)

(令和4年11月1日現在)

※下線は更新箇所

番号	区分	質問	回答
1	共通事項	いつからいつまでの設備整備が対象か。	<p>令和4年4月1日（※1）以降、<u>令和5年3月31日（※2）</u>までに発注または契約し、<u>令和4年10月1日（※1）</u>以降、<u>令和5年3月31日（※2）</u>までに納品されるものが対象です。（当該期間以前または以降に発注・契約あるいは納品された整備事業は補助対象外となるので御注意ください。）</p> <p>なお、個人防護具については、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの使用見込分を申請してください。</p> <p>（※1この日以降に新たに入院医療機関に指定された場合は、指定日） （※2 この日までに入院医療機関の指定が解除された場合は、指定解除日）</p>
2	共通事項	〇〇（製品名）は補助対象となるか。	<p>個別の設備については、交付申請により、カタログ等（仕様のわかる書類）を確認し、補助要件（新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療に供すること）に照らして補助対象となるかを審査しますので、事前に問合せいただいてもお答えできません。</p> <p>対象となるか不明な設備についても、申請を希望する場合は交付申請書に記載していただき、使用用途や目的がわかる書類を添付してください。</p>
3	共通事項	補助金を利用して購入した設備等に制限はあるのか。	<p>愛知県補助金等交付規則第20条（財産の処分の制限）に基づき、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません（知事の承認が必要となります）。</p> <p>廃棄も同様ですが、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、当初から、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、交付の目的に反しているわけではないので、この限りではありません。</p> <p>いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備であるため、購入ではなく、リースでの対応を必ず御検討ください。購入による整備の場合、購入によることをやむを得ないとした理由及びリース対応に係る御検討の内容について、審査の過程で確認させていただきます。また、令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備費補助金交付要綱第14に基づき、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付していただくこととなります。</p>

令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備費補助金に関するQ&A

(令和4年10月～令和5年3月分)

(令和4年11月1日現在)

※下線は更新箇所

番号	区分	質問	回答
4	共通事項	補助金を利用して購入した設備等は、医療機関内のどこで使用しても良いか。また、新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療提供時以外にも活用してよいか。	<p>入院医療機関の設備整備に対する補助になりますので、購入した設備等については、新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する確保病床等以外の場所での使用はできません。申請手続きにおいて、各設備をどこで使用するかがわかるフロアマップ等の書類を提出してください。(CT撮影装置等、指定病床以外の部屋で使用する場合、専ら新型コロナウイルス感染症患者への入院対応にのみ使用することがわかる書類を提出してください。)</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療の提供とは別の目的での使用もできません。</p> <p>なお、本事業は、国費を活用した事業となるため、当該事業で購入した設備等は国の会計検査の対象となります。その際に、診療規模等に応じて過大な備品購入である、または新型コロナウイルス感染症患者等へ入院医療を提供する場所・目的以外で使用していると判断された場合等には補助金の返還となる可能性がありますので御注意ください。</p>
5	共通事項	すでに購入しているものでも申請することは可能か。	<p><u>令和4年10月1日</u> (この日以降に新たに入院医療機関に指定された場合は、指定日) 以降<u>令和5年3月31日</u> (この日までに入院医療機関の指定が解除された場合は、指定解除日) までに納品されたものであれば、申請いただくことが可能です。</p>
6	共通事項	リース料は対象となるか。	<p>補助対象となります。なお、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備するものであり、使用目的が当該感染症対応に限定、目的外使用は認められないことから、特に高額な医療機器については、基本的にリースでの整備としてください。</p> <p>(令和4年10月1日から令和5年3月31日までのリース料が対象となります。)</p>
7	共通事項	設備の送料は補助対象となるか。	<p>補助対象設備の送料も必要な費用として、対象経費に含めて構いません。</p>
8	共通事項	工事費は対象となるか。	<p>原則として対象となりません。</p> <p>ただし、設備を設置するための最小限の工事費であれば補助の対象となる場合があります。</p>
9	共通事項	交換用のフィルターなど、予備の備品は補助対象となるか。	<p>交換用の予備などは消耗品に該当するため補助対象外です。</p>

令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備費補助金に関するQ&A

(令和4年10月～令和5年3月分)

(令和4年11月1日現在)

※下線は更新箇所

番号	区分	質問	回答				
10	共通事項	初度設備及び個人防護具以外の設備について、消耗品も含めて申請してよいか。	<p>消耗品や保守費などのランニングコストは本補助金の対象外となっております。以下に補助対象外設備の一例を記載しましたので、申請時は対象外設備の金額を除いて申請してください。</p> <p>【補助対象外設備例】</p> <p>①消耗品（※ディスプレイ品・再使用禁止と記載のあるもの等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録紙 ・超音波画像診断装置のプロブカバーやゲル <p>②保守費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム保守費等 				
11	共通事項	申請台数について、留意点はあるか。	<p>人工呼吸器、簡易陰圧装置、簡易ベッド、体外式膜型人工肺、血液浄化装置、生体情報モニタ、分娩監視装置、新生児モニタについては、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れることとして指定された病床数が上限の目安となります。（使用目的が新型コロナウイルス感染症患者等への入院医療の提供に限定されるものであるため。）令和3年度以前に本補助金を利用して整備した設備および今回申請する設備の台数と、指定病床数とを比較して必要と考える台数分を申請してください。</p> <p>【例】</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>確保病床数</td> <td>10床</td> </tr> <tr> <td>令和2～3年度</td> <td>人工呼吸器6台を補助金で購入</td> </tr> </table> <p style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">この場合 令和4年度 人工呼吸器は4台までが目安</p>	確保病床数	10床	令和2～3年度	人工呼吸器6台を補助金で購入
確保病床数	10床						
令和2～3年度	人工呼吸器6台を補助金で購入						
12	共通事項	補助上限額（基準額）は税込の金額か。	税込の金額です。申請書に記載する金額も税込で記載し、申請してください。				
13	共通事項	同じものを他の補助金と重複して申請できるか。	<p>二重で補助を受けると一方は利得になってしまうため、他の補助金で申請しているものと同じものを申請することはできません。</p> <p>また、同じものを複数の補助金に跨がって申請することもできません。</p>				
14	共通事項	設備の購入に際し分割払いをしても良いか。クレジットカードでの支払いも可能か。	<p>支払済額（購入額）に対して補助をするものとなりますので、一括で代金を支払ってください。クレジットカードでの支払いも可としますが、実績報告書を提出いただく際、別途、対象経費の品目ごとに支出されたことが分かるよう、納品書、領収書等御用意いただくこととなりますので注意してください。また、申請者と同一の名義での購入としてください。</p>				

令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備費補助金に関するQ&A

(令和4年10月～令和5年3月分)

(令和4年11月1日現在)

※下線は更新箇所

番号	区分	質問	回答
15	手続き関係 (事前協議)	上半期(4月～9月分)に交付決定を受けた設備で、9月末までに納品が間に合わなかったものであっても、事前協議書の提出は必要か。	9月末までに納品が間に合わなかった設備については、 <u>上半期の補助事業としては取下げの扱いとなりますので、下半期に改めて交付決定を受ける必要があります。そのため、まずは事前協議書の提出をお願いします。</u>
16	手続き関係 (事前協議)	個人防護具のみの申請でも事前協議書の提出は必要か。	個人防護具のみの購入であり、他の設備の整備を行わない場合は事前協議は不要です。 <u>県HPに個人防護具のみの申請様式を掲載しておりますので、そちらを作成、御提出ください。</u>
17	手続き関係 (事前協議)	提出書類のうち「見積書の写し等、整備品目の規格(型式)、数量、単価及び金額が確認できる資料」について、「一式」のみの記載の見積書の提出でよいか。	整備予定の設備の内訳を確認させていただく必要があるため、「一式」ではなく、 内訳とそれぞれの金額 が記載された見積書の提出をお願いします。また、様式中、各整備品目に係る「明細」に、内訳ごとに規格と金額を入力するようにしてください。
18	手続き関係 (事前協議)	令和4年度上半期以前に本補助金で補助を受けた場合でも、今回申請することは可能か。	可能です。ただし、個人防護具以外について、 <u>令和4年度上半期以前に補助を受けた品目と同じ品目を再度申請する場合、以前整備してなお、追加で整備が必要な理由を事前協議の際にご説明いただいた上での交付の可否に係る判断となります。</u>
19	手続き関係 (交付申請)	申請したものすべてが補助対象と認められた場合、申請額全額交付決定されるのか。	予算の範囲内での交付となるため、各医療機関からの申請状況によっては必ずしも全額交付されることが約束されるものではない点、御了承ください。(なお、千円未満端数は切り捨てとなります。)
20	手続き関係 (交付申請)	申請は購入の都度行うのか。	令和4年10月1日から令和5年3月31日までに納品されるものを、1医療機関1申請として、申請期日までにまとめて交付申請してください。 <u>(法人が同じでも、医療機関ごとに申請してください。)</u> 交付決定後、実績報告(実際に支払った金額の報告)をもとに補助金を支払う予定です。
21	手続き関係 (交付申請)	見積書等の金額のわかる書類について、令和3年度以前に取り寄せたものでも良いか。	令和3年度以前の見積書では金額や仕様が変更されている場合がありますので、少なくとも令和4年度に発行された見積書を提出してください。 <u>(ただし、個人防護具については申請時の見積書等の提出は不要です。)</u>
22	手続き関係 (交付申請)	インターネット通販で購入する場合、金額のわかる書類としてどのような書類を提出すればよいか。	インターネット通販サイトの購入画面に商品名と仕様、金額が記載されている場合は、その画面の写しを提出してください。

令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備費補助金に関するQ&A

(令和4年10月～令和5年3月分)

(令和4年11月1日現在)

※下線は更新箇所

番号	区分	質問	回答																																				
23	手続き関係 (交付申請)	振込先口座の名義人は申請書の補助事業者名と同じでないといけないのか。	原則、補助事業者名と同じにしてください。事情があって、申請者と異なる内容にしなければならない場合は個別に御相談ください。																																				
24	手続き関係 (廃止)	交付決定を受けたが、すべての設備について購入をやめた場合、必要な手続きはあるか。	補助事業の廃止の手続きが必要となりますので、 <u>購入を取りやめた場合は個別に御相談ください。</u>																																				
25	手続き関係 (実績報告)	実績報告書はいつまでに提出するべきか。	詳細は交付決定後別途ホームページ等で御案内しますので、期日までに御提出をお願いいたします。 (実績報告書の御提出がない場合、補助金の支払いができないため、提出が必須となります。)																																				
26	手続き関係 (実績報告)	交付決定後、実績報告書提出時までに用意する必要のある書類は何か。	品目ごとに、以下の事項が確認できる書類を御準備ください。 (<u>経費の発生事実に基づく実費補助となりますので、廃棄・紛失に御注意ください。</u>) ①納品日、単価、数量及び金額（納入業者からの請求書や納品書の写し等） ②経費の支払（領収書、振込明細等の写し等）（支払済の場合） ③事業の完成を確認できる <u>全景及び室内主要部分の写真</u> （簡易病室のみ）																																				
27	手続き関係 (実績報告)	「納品日、単価、数量及び金額」がわかる資料（納入業者からの請求書や納品書の写しなど）について、「一式」のみの記載の納品書等の提出でよいか。	納品されたものの内訳を確認させていただく必要があるため、「一式」ではなく、 内訳とそれぞれの金額が記載された納品書等の提出をお願いします。 また、実績報告様式中、各整備品目に係る「明細」に、内訳ごとに品名と金額を入力するようにしてください。																																				
28	手続き関係 (実績報告)	交付決定金額の中で入院医療機関設備整備事業の金額が下がり、重点医療機関等設備整備事業の金額が上がった場合、合算して交付決定額を超えなければ問題ないか。 【例】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3" style="text-align: right;">(万円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>入院設備</th> <th>重点設備</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付決定額</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>実際の購入額</td> <td>50</td> <td>250</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>		(万円)				入院設備	重点設備	合計	交付決定額	100	200	300	実際の購入額	50	250	300	事業間の流用はできないため、左記の事例の場合、入院設備は100万円、重点設備は200万円が上限となります。そのため、実績報告額は入院設備50万円+重点設備200万円=250万円となります。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3" style="text-align: right;">(万円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>入院設備</th> <th>重点設備</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付決定額</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>実際の購入額</td> <td>50</td> <td>250</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>実績報告額</td> <td>50</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table>		(万円)				入院設備	重点設備	合計	交付決定額	100	200	300	実際の購入額	50	250	300	実績報告額	50	200	250
	(万円)																																						
	入院設備	重点設備	合計																																				
交付決定額	100	200	300																																				
実際の購入額	50	250	300																																				
	(万円)																																						
	入院設備	重点設備	合計																																				
交付決定額	100	200	300																																				
実際の購入額	50	250	300																																				
実績報告額	50	200	250																																				

令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備費補助金に関するQ&A

(令和4年10月～令和5年3月分)

(令和4年11月1日現在)

※下線は更新箇所

番号	区分	質問	回答
29	手続き関係 (実績報告)	交付決定後、欠品等により購入できなくなった場合、他の設備の購入に変更したいが可能か。	原則として交付決定の内容どおりに購入していただくこととなっておりますが、やむを得ず変更する場合は、実績報告書に変更し、実際に整備をした設備を記載してください。ただし、実績報告書を審査の結果、その目的が補助対象要件を満たすものでない等判断される場合、補助対象とならない場合があります。 また、交付決定額が上限となりますので、交付決定額を超えた金額分は自己負担となります。
30	手続き関係 (仕入控除税額の報告)	実績報告書を提出し補助金の交付を受けた後、必要な手続きはあるか。	消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額が確定した場合 には、所定の様式により速やかに知事に報告することとされています。 なお、報告された仕入控除税額分は補助金により賄われ、補助事業者において負担が発生していないこととなるため、当該額が本来発生するものでない利得とならないよう、愛知県に返還していただく必要があります。 提出時期が近づきましたら、別途お知らせいたします。
31	人工呼吸器	「ネーザルハイフロー」に係る機器について、人工呼吸器という扱いで補助対象となるか。	「人工呼吸器及び付帯する備品」として補助対象となりえます。 診療に当たっては、「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」をよく参照ください。
32	個人防護具	個人防護具の補助上限額（基準額）を算出する際の「1人3,600円」の人数はどのように考えれば良いか。	当該基準額は、新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療の提供に携わるスタッフが使用する1日あたりの個人防護具に係る経費となりますので、 <u>令和4年10月1日</u> （または入院医療機関の指定日）以降、 <u>令和5年3月31日</u> （または入院医療機関の指定解除日）までの延べ従事人数（人数×従事日数）で計算してください。例えば、医師・看護師合計2人で対応する場合、1日2人に診療予定日数を掛け、延べ従事予定人数を積算してください なお、 <u>上限額の範囲内であっても、申請する数量は令和5年3月31日までの使用見込分としてください。</u>
33	個人防護具	対象品目として列挙されているもの以外のもの（シューズカバーやアームカバーなど）も含めて申請して良いか。	補助対象となるのは、マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドの6種類に限られます。そのため、シューズカバーやアームカバー、 <u>消毒液等</u> は補助対象外です。 また、規格は別紙を参考にしてください。

令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備費補助金に関するQ&A

(令和4年10月～令和5年3月分)

(令和4年11月1日現在)

※下線は更新箇所

番号	区分	質問	回答
34	簡易陰圧装置	簡易陰圧装置の要件は。	<p>室内を陰圧化して感染拡大防止を図るもののため、ダクトの整備や陰圧用ブースの設置により、陰圧化して使用できる状態にすることが必要です。（設置工事費は対象経費に含めることができます。）</p> <p>また、使用目的は入院医療の提供に限られ、<u>待合等の設備としての整備は補助対象外となります。</u>さらに当該設備の整備の様態によっては、その機能による効用が十分に得られるものでないと判断される場合、県として補助による整備に親和しないことから、交付できない場合があります。公共による必要最小限度を超える整備については、自院での整備としていただくようお願いします。</p>
35	簡易病室	「簡易病室」とはどういうものか。	<p>テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室です。</p> <p>テント、プレハブの他、コンテナハウス、ユニットハウス等も対象となります。緊急的かつ一時的な設置を想定していますので、リースでの対応をご検討ください。（対象は令和4年10月1日から令和5年3月31日までのリース料）<u>また、整備に当たっては、その必要性の有無の確認のため、手続き中において過去の感染拡大期における状況等、詳細につき御説明をいただきます。</u></p> <p>なお、国の取扱いに基づき、建物の新設工事、増改築工事等、建物の恒久的な資産価値を増加させる工事は補助対象外となります。</p>
36	簡易病室	令和3年度以前に本補助金を利用して整備した簡易病室について、令和4年度に「付帯する備品」のみを申請することができるか。	<p>付帯する備品のみを申請することはできません。</p> <p>令和4年度に新たに簡易病室を整備する場合は補助対象となりますので、令和2・3年度に引き続き令和4年度も簡易病室及び付帯する備品を申請する場合は、令和2・3年度とは別に新たに簡易病室を設置したことがわかる写真（外観、内装）、図面を添付するとともに、既存の簡易病室に加えて新たに整備が必要な理由を申請書の「簡易病室明細」様式に記載してください。</p> <p>また、令和4年度上半期の募集（令和4年4月1日から9月30日整備分）において整備した簡易診療室について、下半期に備品のみを追加申請することはできません。</p>

令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備費補助金に関するQ&A

(令和4年10月～令和5年3月分)

(令和4年11月1日現在)

※下線は更新箇所

番号	区分	質問	回答
37	簡易病室	簡易病室に付帯する備品とは何か。	簡易病室と一体となって整備する備品（緊急的かつ一時的に整備するもの）です。簡易病室内で使用するもので、 新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療提供時に使用するものが対象 となります。 なお、 主に以下のものは補助対象外 となります。 ①消耗品（消毒用アルコールやハンドソープ等） ②事務用品、日用品（書籍や白衣等） ③ランニングコストである水道光熱費等 ④電子カルテや料金精算用のソフトウェア等 ⑤待合室や受付で使用する備品 ⑥新型コロナウイルス感染症患者等以外に使用するもの（他の疾患の治療用）
38	簡易病室	リアルタイムPCR装置等を簡易病室の項目で申請可能か。	リアルタイムPCR装置等、「令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金」の対象となっている機器については、簡易病室ではなく当該補助金での申請としてください。
39	簡易病室	人工呼吸器を簡易病室に設置する場合、簡易病室の項目で申請することは可能か。	人工呼吸器等、本補助金の対象品目として掲載されている設備については、それぞれ基準額が設定されているため、それぞれの項目で申請してください。
40	CT撮影装置等	CT撮影装置の項目に、MRI撮影装置を含めて申請してよいか。	MRI撮影装置はCT撮影装置に該当しないため、申請できません。
41	生体情報モニタ	生体情報モニタとして、パルスオキシメータは申請できるか。	パルスオキシメータの購入は生体情報モニタの整備自体には当たらないため、申請できません。
42	生体情報モニタ	生体情報モニタとして、送信機単体のみ申請することは可能か。	送信機の取扱説明書の注意事項に生体情報モニタとして使用しないよう記載されているものがありますので、単体では補助対象とならない場合があります。
43	生体情報モニタ	12床分のベッドサイドモニタを購入する代わりに、1台で12人分の生体情報をモニタリングできる「セントラルモニタ」を整備した場合の補助基準額を1台当たりの1,100,000円ではなく、1,100,000円×12=13,200,000円として整理することは可能か。	補助基準額を1,100,000円×12=13,200,000円と設定して構いません。

(別添)

個人防護具に関する規格参考例

マスク 感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格N95、または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。

顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひで首周りとは後頭部を押さえる構造である。

鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されている。

ゴーグル 防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製である。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能である。眼鏡をかけた者でも装着が可能である。密封式タイプである。

ガウン 耐水性のある不織布素材である。
長袖で体の全面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。
業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有する。

グローブ 水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材である。
手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有している。

キャップ 毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。
マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。
不織布素材であること。

フェイスシールド

防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着が可能である。